



# F A X 送 信 票

境海上保安部 交通課

着 信 者	境海上保安部管内港則法適用港関係者 各位
件 名	台風11号接近に伴う注意事項について
発 信 者	境海上保安部 交通課 増田
発 信 日	平成27年7月14日
発信枚数	本紙を含む3枚
メ モ	<p>いつもお世話になっております。</p> <p>気象庁の発表では、強い台風11号は14日午後0時現在、日本の南の北緯23度05分、東経136度30分にあつて、1時間におよそ15kmの速さで北に進んでおり、今週末にかけて鳥取県及び島根県に暴風域がかかる予報となっています。</p> <p>関係者各位におかれましては、今後の台風の動静及び気象情報に十分留意され、可能な限り厳重な警戒と早めの対策を実施していただきますよう、ご協力よろしくお願ひいたします。特に小型船舶については、過去にも係留船舶の沈没や転覆が発生していますので、陸揚げも含めた適切な対策の実施をお願ひいたします。</p>
連 絡 先	<p>〒684-0034</p> <p>鳥取県境港市昭和町9-1</p> <p>境海上保安部 交通課</p> <p>安全係長 増田 直之</p> <p>TEL 0859-42-2534</p> <p>FAX 同 上</p>

平成27年7月14日  
境海上保安部 交通課

管内港則法適用港（境港を除く）関係者 各位

### 台風接近に伴う注意事項について

#### 1 船舶に対する心構え

対象となる船舶の大きさに応じて必要な対策を実施してください。

##### ① 最新の気象情報の把握

##### ② 岸壁係留船について

- ・ 保船要員の確保
- ・ 係留索の増強（船舶の流出事故防止）
- ・ 係留索の点検（切断した場合に備え、増しもやい索を準備）
- ・ 係留状態の定期巡視（気象状況を勘案し、危険の恐れがない範囲において）

##### ③ 沖アンカーの船について

- ・ 船橋当直の配備
- ・ 船位確認（走錨の早期把握）
- ・ 錨鎖の適切な伸出量の確保
- ・ 予備錨の準備（風向きを予想した双錨泊も必要）
- ・ 機関の始動準備

##### ④ 連絡態勢の確保について

- ・ VHF 16CHの常時聴取
- ・ 関係先（会社、船舶、漁協等）との連絡態勢の確保
- ・ 特異事象発生時の海上保安庁（118番）への速報

- ・ A I S 装備船については、A I S を常時作動させること。

## 2 木材や工事用資機材の流出防止

### ① 流出防止措置

貯木場と陸上保管の木材の流出防止措置及び海岸付近の工事用資機材の流出防止措置に万全を期すこと。

### ② 連絡・通報態勢の確保

異常発生時の連絡通報体制及び台風通過後の異常の有無の確認体制を確保すること。

## 3 台風対策作業における安全確保について

作業の実施に当たっては、救命胴衣の着用等を確実に行ったうえで、安全確保を最優先に実施願います。

## 4 管内港則法適用港（境港を除く）について

港則法施行令第一条により、境海上保安部管内の適用港は米子港、赤碓港、鳥取港、網代港、田後港、大社港、恵曇港、加賀港、七類港、美保関港、松江港、安来港、西郷港、浦郷港の14港になります。